

## 健康づくりリレー連載 がんずうスタイル連載規程

### (名 称)

第1条 連載の名称は、健康づくりリレー連載 がんずうスタイル（以下「がんずうスタイル」という。）とする。

### (目 的)

第2条 がんずうスタイルは、宮古島市及び多良間村在住の20代～60代の働き盛り世代等を対象に、第3条第1項別表の機関が健康づくり等に関する記事の投稿を行い、株式会社宮古毎日新聞及び宮古新報株式会社（以下「新聞各社」という。）がその記事を連載することにより、健康意識の啓発を図ることを目的とする。

### (概 要)

第3条 がんずうスタイルの連載は次のとおり行うものとする。

- 1 投稿者は、第2条の目的に賛同する別表の機関とする。
- 2 投稿記事は、第2条の目的に沿った内容を第3条第1項別表にて割り当てられた投稿者が、月に1回作成するものとする。
- 3 投稿記事は、その月の投稿者から沖縄県宮古保健所へ電子データにて送付するものとする。沖縄県宮古保健所は、新聞各社へそのデータを送付するとともに、連載日を原則第3週のいずれかの日に掲載されるよう、依頼するものとする。
- 4 投稿締切は、原則第2週の月曜日とする。
- 5 投稿記事字数は、記事に図表を使用しない場合が1300字前後、図表を1つ使用する場合が1150字前後、図表を2つ使用する場合が1000字前後とする。
- 6 図表及び写真は、白黒でもわかるようなものとし、JPG形式でメールにて送付する。なお、顔写真は要望があれば掲載を行うものとする。
- 7 投稿者は、名前に読み仮名をふるものとする。

### (その他)

第4条 この規程に定めのない事項については、別途定めるものとする。

- 2 この規程に関する庶務は、沖縄県宮古保健所健康推進班において行うものとする。

### 附則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

健康づくりリレー連載 がんずらスタイル連載規程連載順（規程第3条 別表）

沖縄県宮古保健所（平成28年4月）→宮古島市健康増進課（平成28年5月）  
→宮古島市国民健康保険課（平成28年6月）→宮古地域産業保健センター（平成28年7月）  
→多良間村住民福祉課（平成28年8月）→宮古労働基準監督署（平成28年9月）→以下同順